

世界貿易機関、COVID-19 ワクチンに関する 一時的 TRIPS 免除に合意達成

筆者：カーリン・バートン (Carlyn Burton, 弊所パートナー)

2022年6月17日、世界貿易機関(WTO)は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19) ワクチンに対する知的財産権の障壁を一時的に取り除く免除案の合意を発表しました。当該免除を治療及び治験まで拡大するかについての協議が6か月先延ばしされています¹。5年の免除期間中に、対象国となる低・中所得国において、国内使用や輸出のためのワクチン製造に関連する特許権の保護義務が免除されます。ただし、再輸出は許可されていません。加えて、米国が支持する合意内容の文言により、中国はこの免除権限の行使から除外されています。また、最初に提案された企業秘密、著作権及びインダストリアルデザインの保護義務の一時的免除は、合意内容に含まれていません。

COVID-19 ワクチンは記録破りのスピードで開発されました。WTOの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)における特定の知的財産権保護義務がこのパンデミック及びCOVID-19 ワクチンに及ぼし得る影響に関する折衝も、少なくとも前のTRIPS関連協議のスピードに比べて、前代未聞なものとなると思われました。

第12回WTO閣僚会議(MC12)が、2022年6月12日～16日にジュネーブで開催され、COVID-19 ワクチンに関連するTRIPS免除の範囲に関する最終決定に至りました。閣僚会議とは、WTOの最高意思決定機関であり、全てのWTO加盟国が出席します。閣僚会議は通常、2年に一度開催されますが、今回の開催は2017年以来でした。そのため、MC12による閣僚決定は、2020年10月に大いに議論を

¹ 2022年6月17日に採択された閣僚決定の全文は以下よりご覧ください。

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN22/30.pdf&Open=True>

呼んだインド及び南アフリカによる最初の提案から2年足らずに、2022年3月に浮上した欧州連合、インド、南アフリカ及び米国間での報じられた協議から数カ月で行われました。

インドと南アフリカによる最初の提案において、COVID-19の予防及び治療の関連医療製品及び技術に関する著作権、デザイン、企業秘密及び特許権の保護義務の広範囲の免除が含まれましたが、MC12による閣僚決定においては、最初に提案された実質的に全ての知的財産権に対する広範囲の免除よりも限定された内容になっています。具体的に、この最終決定により、COVID-19ワクチンの製造及び供給に必要な特許保護されている主題の使用権限が、特許所有者の承諾を必要とせず、対象国となる使用者がその承諾を得るように努める必要もなく、開発途上国に与えられることとなります。適格なWTO加盟国による権限は、WTO加盟国がその時点で実際に強制実施権を有するか否かにかかわらず、大統領（行政）命令、緊急命令、政府の使用許可、司法や行政命令などの当該適格なWTO加盟国が利用可能な全ての公文書により与えられます。そのように、実質的に、この閣僚決定により、全ての開発途上国に、そのような制度がそれらの国において制定されていなくても、広範囲の強制実施権が与えられることとなります。

この閣僚決定は、ワクチンに限定していますが、遅くとも6か月以内に、WTO加盟国は、免除をCOVID-19治療法及び診断まで拡大するかを決定します。実際に、そのような議論が既に2022年7月6日に開催されたTRIPS理事会の会議において始まったと報じられています。

この最終決定は、最初の提案ほど広範囲の免除を含んでいない（それにより、恐れていた、世界の知財制度の安定性を極度に損なうことが回避できた）一方で、このWTO閣僚決定により齎され得る長期影響が依然として懸念されます。COVID-19ワクチンが（特にCOVAXの枠組み内で）十分以上に供給されているという事実と、ワクチン接種率の継続的低下がワクチンの不足に関連しないという

事実を考慮すると、その懸念がより深刻です。最初に免除の提案が出されたのは、無理もないワクチン製造の遅れに対処するためでした。しかしながら、供給が需要に追い付いた今では、知的財産権保護義務の免除は政治的なにおいが強すぎるように見えます。免除を治療法及び診断まで拡大するかについての加盟国による議論が行われた後にそのような決定がまだ存在するかは今後数カ月で引き続き観察されるべきです。